

平成26年度 税制改正

軽自動車税の税率見直しなど

地方税法の一部改正等に伴い、「江東区特別区税条例」等の一部を改正しました。

軽自動車税の税率の見直し

○平成27年度分軽自動車税より、四輪車等の税率を自家用乗用車は1・5倍、その他の区分の車両は約1・25倍に引き上げます。ただし、平成27年3月31日以前に最初の車両番号の指定を受けたものは、経過措置として現行税率が適用されます。

○平成28年度分軽自動車税より、四輪車等について最初の車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度から、約20%の重課を導入します。

○平成27年度分軽自動車税より、二輪車および小型特殊自動車等の税率を現行の約1・5倍(最低2,000円)に引き上げます。

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長

肉用牛の売却による事業所得に係る免税措置の適用期限について、平成30年度分まで3年延長します。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の延長

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る軽減税率の適用期限について、平成29年度分まで3年延長します。

課税課税係 ☎(3647)8093

平日夜間電話相談を実施

特別区民税・都民税の納付相談

区では、特別区民税・都民税の納付が困難な方を対象に、平日夜間臨時電話相談を行います。日中の来庁や電話が困難な場合には、こちらをご利用ください。

税を未納のままにしておくと、延滞金が加算されるばかりでなく、財産の差押処分を受けること

納税課徴係

☎(3647)4153

みんなでき考えよう 地域のまちづくり 都市計画提案制度



▲提案制度により町並み整備が進んでいる豊洲5丁目

区では、地域のまちづくりに

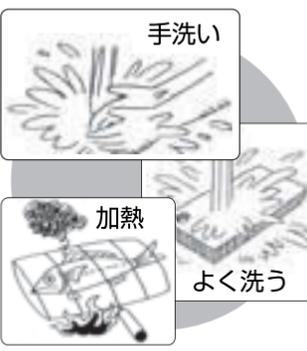
ついて、区民が提案できる「江東区都市計画提案制度」を設けています。現在お住まいの地域が抱える課題について、住民の方々と話し合い、意見がまとまれば、区にまちづくりの提案ができる制度です。ただし、提案には次の条件などを満たす必要があります。

提案条件

- 区域内の土地所有者等および土地の面積の3分の2以上の同意があること
- 5,000平方メートル以上のまとまりのある土地であること

夏は食中毒が多発 食品の加熱、調理器具の消毒、手洗いなど十分注意を

夏は食中毒が多い季節です。小さいお子さんや高齢の方は、食中毒になると重症になることがあるので特に注意が必要です。生の肉には食中毒の原因になる細菌がついていることがあります。



ます。不十分な手洗いや、まな板や包丁、ふきんなどの取り扱いによっては食中毒の原因菌をひろげてしまうことがあります。家庭での調理の際は十分に注意しましょう。

食中毒予防のポイント

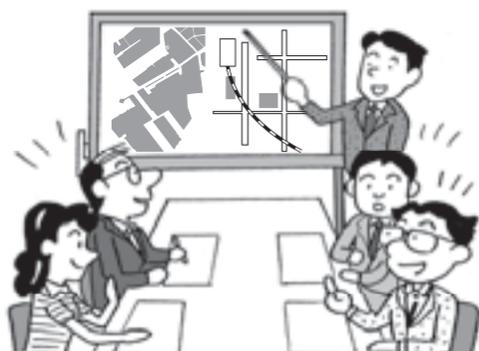
「菌をつけない」

- トイレの後、食事の前、調理を始める前、生の肉や魚に触れた後は石けんで十分に手を洗いましょう。
- 生の肉や魚などを切ったまな

令の規定に基づく基準に適合すること

提案制度の手続き等詳細については区ホームページをご覧ください。ただ、都市計画担当にお問い合わせください。

☎(3647)9454



板などはすぐに洗いましょう。生野菜など、加熱をしないで食べる食品の調理器具は、肉・魚とは別に用意しましょう。

「菌を増やさない」

- 冷蔵の必要な食品を買った時は、できるだけ早く冷蔵庫に入れ、早く食べましょう。

「菌をやっつける」

- 食品は中心部の色が変わるまで十分に加熱しましょう。
- バーベキューや焼肉をするときは、生肉専用のトンクや箸で焼きましょう。料理を口に運ぶ箸と区別してください。
- ※下痢や腹痛が続く、食中毒かもしれないと思ったら、直ちに医療機関で受診してください。

☎(3647)5812

江東区の大気環境は改善傾向 きれいな大気のためさらなる取り組みに協力

区では、区内3地点に一般環境大気測定局を設置し、大気中の汚染物質を測定しています。平成25年度の調査結果では、二酸化窒素(NO₂)は、全測定局で環境基準を達成しました。平均濃度は0・023ppmで、年々減少傾向を示し、着実に改善しています。

浮遊粒子状物質(SPM)は、一部環境基準を達成しませんでした。平均濃度は0・022mg/m³で、過去2番目に低い値です。

また、二酸化硫黄(SO₂)も環境基準を達成しました。一方、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダント(O₃)は、東京都や他区と同様、環境基準を達成しませんでした。詳細は、区ホームページをご覧ください。

環境のためにできることを

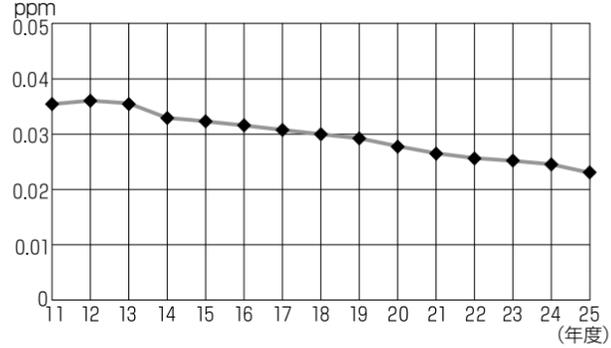
区では二酸化窒素の濃度が高くなる冬期を中心に自動車使用の抑制やアイドリング・ストップの啓発等の自動車排ガス対策を実施しています。

大気汚染物質の排出を少しでも減らし、江東区の大気をきれいにするために、一人ひとりが次のことに気をつけ、環境にやさしい生活を心がけましょう。

- 公共の交通機関を利用し、なるべく自動車を使わない
- 自動車を利用する場合でも、アイドリング・ストップを実践し、低公害車を使用する
- ごみの量を減らし、分別やリサイクルを心がける
- 大気汚染物質が発生する小型焼却炉は使用しない

☎(3647)6148

大気中の二酸化窒素(NO₂)濃度(3局平均)



大気中の浮遊粒子状物質(SPM)濃度(3局平均)

